

「森林経営管理法案」閣議決定

去る3月6日に、「森林経営管理法案」が閣議決定され、国会に提出されました。

先人の努力によって造成された人工林の約半数が主伐期を迎えようとしている中、森林資源を「伐って、使って、植える」という形で循環利用していくことが重要となっています。

しかし、多くの森林所有者は小規模零細で分散した森林を抱え、林業経営への意欲も低下しています。一方で、意欲と能力のある林業経営者の多くは事業規模の拡大の意向はあるものの、事業地の確保が課題となっています。

このため本法案では、森林所有者と林業経営者との間のミスマッチを解消し、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、

- ① 森林所有者に適切な経営管理を促すため、その責務を明確化するとともに、
- ② 森林所有者自らが経営管理を行うことができない場合に、市町村が経営管理を行うために必要な権利を森林所有者から取得した上で、林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に委ねることとし、
- ③ 林業経営に適さない森林や意欲と能力のある林業経営者に委ねるまでの森林においては、市町村が自ら経営管理を行う
- ④ あわせて、所有者不明森林等については、市町村による探索や公告、都道府県知事による裁定など一定の手続を経ることにより、森林所有者から市町村に経営管理を行う権利を設定できる特例を措置する

という「新たな森林管理システム」を構築することとしています。

この法律は、国会での審議を経て、平成31年4月1日の施行を目指しています。

詳しい内容は、農林水産省Webサイト <http://www.maff.go.jp/j/law/bill/196houritsu/index.html>に掲載しております。



新たな森林管理システム（森林経営管理法案）の概要

